

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成29年3月14日
<b>【発行者名】</b>	三菱UFJ国際投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 松田 通
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	伊藤 晃
<b>【電話番号】</b>	03-6250-4740
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	国際のETF VIX短期先物指数
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】</b>	上限1兆円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月13日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、投資信託約款の変更（受益権併合および主要投資対象の変更）の手続き実施の決定に伴う訂正事項がありますので、これの訂正を行うものです。

## 2【訂正の内容】

\_\_\_\_\_部分が本訂正届出書の訂正部分を示します。

### 第一部【証券情報】

#### (12)【その他】

##### <訂正前>

###### 申込みの方法

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

###### 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

###### その他留意事項

- a. 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、取得申込に伴うファンドの主要投資対象である指数連動有価証券<sup>\*</sup>への投資ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

<sup>\*</sup> 指数連動有価証券については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色」をご覧ください。

- b. 申込代金には利息をつけません。

- c. 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

##### <訂正後>

###### 〔受益権の併合および主要投資対象の変更に関するお知らせ〕

委託会社は、ファンドの投資信託約款について、受益権の併合および主要投資対象の変更を行うため、投資信託約款の重大な内容の変更に係る書面決議（信託約款第49条に規定する「書面決議」をいいます。）手続きを実施することを決定しましたので、お知らせいたします。

なお、上記の詳細については、決定次第お知らせいたします。

###### ファンドの受益権の併合について

###### (1) 理由

適正な商品性の維持のため、受益権併合を実施するものです。

## (2) 内容

併合に先立ってお知らせする併合比率による受益権併合を実施します。

## (3) 併合予定日

平成29年中を予定しています。

## (4) 書面決議に係る事項

「受益権の併合」に係る投資信託約款の変更を行うため、書面決議の実施を予定しています。書面決議の日程など詳細につきましては決定次第お知らせいたします。

## ファンドの主要投資対象の変更について

### (1) 理由

金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2ならびに一般社団法人投資信託協会規則「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2（信用リスク集中回避のための投資制限）および第17条の3（信用リスク集中回避のための投資制限の例外）の規定（実施日（平成26年12月1日）から起算して5年間の適用除外の経過措置期間が設けられています。）を遵守するため、主要投資対象を変更するものです。

### (2) 内容

主要投資対象を指数連動有価証券から、外国有価証券指数等先物取引に係る権利および米国国債等に変更するものです。

### (3) 変更予定日

平成30年中を予定しています。

### (4) 書面決議に係る事項

「主要投資対象の変更」に係る投資信託約款の変更を行うため、書面決議の実施を予定しています。書面決議の日程など詳細については決定次第お知らせいたします。

ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

## 申込みの方法

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

## 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

## その他留意事項

- a. 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、取得申込に伴うファンドの主要投資対象である指数連動有価証券<sup>\*</sup>への投資ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

<sup>\*</sup> 指数連動有価証券については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色」をご覧ください。

- b. 申込代金には利息をつけません。

- c. 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。